



◎岡山県監査公表第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和八年三月二十七日

岡山県監査委員	荒島
岡山県監査委員	渡辺
岡山県監査委員	榎尾
岡山県監査委員	飛山
	俊知
	美典
	保之
	造

監査対象団体 (監査対象団体を所管する県の部局)	監査実施年月日	監査結果公表年月日
公益財団法人岡山県健康づくり財団 (保健医療部)	令和7年8月25日	令和7年11月21日
<p>監査の結果（指摘事項）</p> <p>病院会計における調査研究事業において、過年度に入金処理されるべき合計1,598,974円が計上されておらず、不明金となっていることが令和6年度に判明し、当該年度の決算で処理されていた。</p> <p>（所見）</p> <p>引き続き、財団役員や幹部職員の役割と責任をより明確化し、ガバナンスの強化に努めるとともに、内部統制制度の充実、公益通報制度の実効性ある運用等、再発防止に万全を期されたい。</p> <p>発せられた「コンプライアンス最優先宣言」に基づき、14項目の改善策を着実に実施することにより、財団の信頼回復に努められたい。</p>		
<p>措置の状況</p> <p>昨年度の病院会計における不適切な会計処理を踏まえ、役員主導の下、幹部職員・一般職員と十分な意思疎通を図りながらガバナンスの強化に努める。</p> <p>内部統制制度については、財団本部で使用している会計ソフトに統一し、病院会計で作成する伝票を財団本部においても確認できるようにするとともに、病院会計の日々の入出金の状況を本部会計職員もチェックする体制とした。</p> <p>さらに、公認会計士の監査を決算時の2回に加え、おおむね3か月に1回追加で実施するなど、同制度の充実を図った。</p> <p>公益通報制度については、職員に対し研修会を開催し、同制度の趣旨、活用のメリット等を周知するとともに、新たに外部に公益通報の窓口を設けることで、職員がより通報しやすい体制を整えるなど、実効性ある運用への取組を行い、再発防止に努めている。</p> <p>また、この度新たに判明した不適切な会計処理を踏まえ発した「コンプライアンス最優先宣言」に基づき、強化した会計処理の組織的なチェック体制の徹底、職員の資質向上のための研修の実施等、業務プロセス及び内部統制システム等に関する14項目の改善・再発防止策を着実に実施している。</p> <p>今後も、上記の取組の推進と役職員の一層の意識改革を図り、引き続き信頼回復に努める。</p>		